

高萩・北茨城広域工業用水道事業会計に基づく資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成 19 年 6 月に公布され、自治体財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の健全化を目的として、自治体の財政破綻を未然に防ぐために制定されました。

高萩・北茨城広域工業用水道事業会計においては、資金不足比率を算定し、監査委員の審査を経たうえで、議会に報告するとともに、住民の皆様に公表することが義務づけられています。

平成 30 年度における高萩・北茨城広域工業用水道事業会計決算の資金不足比率は、下記のとおり資金不足がないことから算定されないこととなります。

会計の名称	資金不足比率（％）	経営健全化基準（％）
高萩・北茨城広域 工業用水道事業会計	—	20.0

資金不足比率欄の「—」は、資金不足がないことを意味しています。

※ 資金不足比率は、貸借対照表の流動負債が流動資産を上回る額を事業の規模で割り返して算出します。この比率が、経営健全化基準（20％）以上となった場合には、経営健全化計画を策定しなければなりません。